平成２１年（フ）第１２９３号
福岡市東区香椎駅前１丁目３番17号
債務者　安藤　将男
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２９８号
福岡市城南区田島４丁目８番20―301号
債務者　樋渡　清香
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３０７号
福岡市東区松田１丁目８番62―401号
債務者　川瀬　　浄
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３０８号
福岡市東区松田１丁目８番62―401号
債務者　川瀬　貴久
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３１５号
福岡県太宰府市国分４丁目７番７号
債務者　山口由佳立
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３１６号
福岡県春日市昇町６丁目19番地
債務者　堀田　孝司
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３２６号
福岡市東区貝塚団地10番904号
債務者　武藤　重典
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３２７号
福岡市東区貝塚団地10番904号
債務者　武藤　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３３０号
福岡市博多区吉塚６丁目10番10―515号
債務者　岡　喜久男
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３３４号
福岡県春日市日の出町３丁目１番地１アーベインビオ春日５―408号
債務者　重松　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３４６号
福岡県大野城市下大利団地５番308号
債務者　杉本　利美（旧姓野嶋）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３５５号
福岡県春日市春日原南町４丁目37番地24シティハイムアブリル202号
債務者　早瀬真由美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３６７号
福岡市西区西の丘３丁目18番10号
債務者　尾川　勝則
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３８４号
福岡県糟屋郡久山町大字久原1843番地56
債務者　佐藤　嘉美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３９８号
福岡市早良区田村４丁目11番61―102号
債務者　嶋田　絵里
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４０１号
福岡県宗像市自由ヶ丘南３丁目22番地12
債務者　山口　美保
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４１２号
福岡市早良区原団地72番501号
債務者　平川美千人
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４１３号
福岡市早良区原団地72番501号
債務者　平川美根子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部